

○ 越前町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行
規則

平成 17 年 2 月 1 日

規則第 32 号

改正 平成 21 年 3 月 30 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越前町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年越前町条例第 60 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 町長又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 に規定する委員会（以下「町長等」という。）は、条例第 2 条に規定する指定管理者の公募を行うときは、町広報、ホームページ、新聞紙等への掲載等、必要な措置を講じなければならない。

2 原則として、指定管理者の公募は一の施設ごとに行う。ただし、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせることが適当であると町長が認めるときは、複数の施設について一の指定管理者を公募することができる。

(指定申請書等の提出)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（様式第 1 号）を町長等に提出しなければならない。

2 条例第 3 条第 4 号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体の定款、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

(3) 納税義務がある団体においては、国税及び地方税の納税証明書

- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(指定通知等)

第 4 条 町長等は、指定管理者を指定したときは指定通知書 (様式第 2 号) により、指定の取消し又は停止をしたときは指定取消し・停止通知書 (様式第 3 号) により通知する。

(協定内容)

第 5 条 条例第 7 条に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
(2) 事業計画に関する事項
(3) 利用料金に関する事項
(4) 事業報告及び業務報告に関する事項
(5) 町が支払うべき管理費用に関する事項
(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(8) その他町長等が指定する事項
(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、指定の手續等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 30 日規則第 5 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

越前町長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名



次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設名

添付書類

- (1) 指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支計画書
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする団体の定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度に係る当該団体の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (6) 納税義務がある団体においては、国税及び地方税の納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

番 号
年 月 日

指 定 通 知 書

指定管理者 (名 称)
代表者 様

越前町長



次のとおり、公の施設の指定管理者に指定します。

1 施設名

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指定条件

4 その他

様式第3号(第4条関係)

番 号
月 月 日

指定取消し・停止通知書

指定管理者 (名 称)
代表者 様

越前町長



次のとおり、公の施設の指定管理者を取り消し・停止します。

1 施設名

2 理由

3 停止の内容

①停止の範囲 全部・一部 ()

②停止期間 年 月 日から

年 月 日まで

様式第 1 号 (第 3 条 関 係)

様式第 2 号 (第 4 条 関 係)

様式第 3 号 (第 4 条 関 係)